

洪水時の雨量・水位の情報提供

平成16年の全国各地の豪雨災害をうけて、水防法の一部が改正されました。
特にその中で、今回、洪水時の情報提供についての現在の千葉県の取り組みを報告
します。

1. 水防法の改正点の一部抜粋

(水位の通報及び公表)

第12条

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位
(前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒す
べきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。) を超えるときは、その
水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければなら
ない。

2. 県の情報提供の状況

9月1日より、県内約200箇所に設置された雨量・水位情報を、県庁ホームページで公開
しています。

インターネットへの接続は、
各種検索サイトから「WINC2」と
入力頂ければ、右のような画面
が表示されます。

